

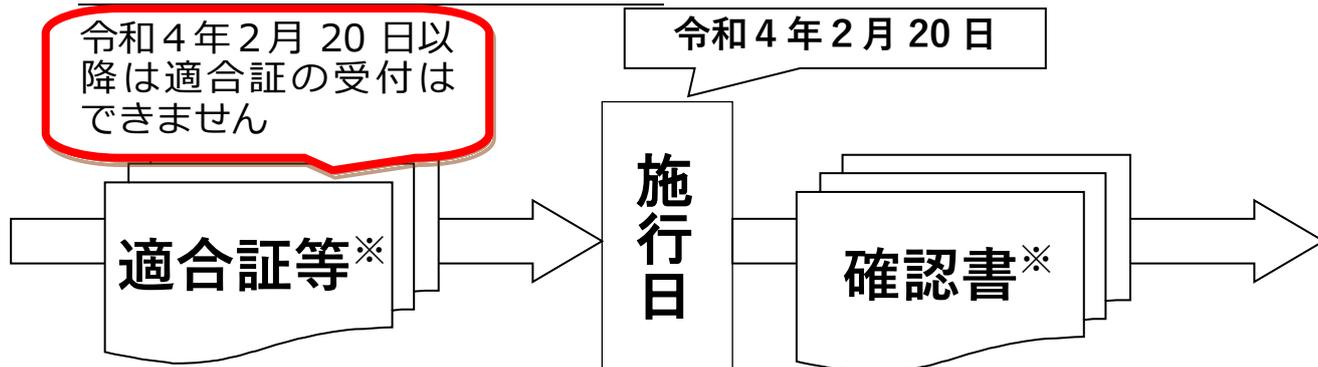
申請者の皆さまへ

那須塩原市

長期優良住宅認定の申請の際はご注意ください【令和4年2月20日から】

○長期優良住宅認定申請手数料が変わります。

令和4年2月20日から、長期優良住宅建築等計画の申請において次のとおり**手数料が変更となります**。なお、法改正に伴い適合証等の運用は廃止されますので、**適合証等をお持ちの方は令和4年2月18日（金）までに申請**するようお願いします。



※適合証等：適合証と住宅性能評価書（長期使用構造等の審査をしていないもの）

※確認書：品確法第6条の2第5項

(1)新築する場合（令和4年2月20日から）※所管行政庁で異なります

用途	戸数	①確認書又は住宅性能表示評価書を添付した場合	②：①以外
戸建住宅	—	17,000円	63,200円
共同住宅等	1～5戸	28,000円	152,300円
	6～10戸	43,000円	242,100円
	11～30戸	67,000円	479,500円
	31～50戸	106,000円	851,800円
	51～100戸	161,000円	1,440,300円
	101～200戸	269,000円	2,637,300円
	200戸超	338,000円	3,739,200円

(2)既存住宅を増築・改築する場合（令和4年2月20日から）※所管行政庁で異なります

用途	戸数	①確認書を添付した場合	②：①以外
戸建住宅	—	24,000円	94,400円
共同住宅等	1～5戸	39,000円	228,200円
	6～10戸	61,000円	364,600円
	11～30戸	98,000円	726,100円
	31～50戸	156,000円	1,292,300円
	51～100戸	238,000円	2,188,300円
	101～200戸	401,000円	4,011,200円
	200戸超	504,000円	5,688,300円

○長期優良住宅の災害対策の基準が新設されます。

長期優良住宅法の改正により、長期優良住宅の認定を受けるためには、**災害の危険性が特に高い区域を含まないことが条件**となります。

災害の危険性が特に高い区域は次のとおり

- (1) 災害危険区域〔建築基準法第39条第1項〕
- (2) 地すべり防止区域〔地すべり等防止法第3条第1項〕
- (3) 急傾斜地崩落危険区域〔急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項〕
- (4) 土砂災害特別警戒区域〔土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項〕

※この区域内では長期優良住宅建築等計画の認定は受けられません。

○問合せ先

那須塩原市建設部建築指導課審査係（Tel.0287-62-7174）